

はじめに

◎第18期272回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。
出席委員（敬称略）：葛西、池田、屋田、影原、中山、佐々木、小中、安部、濱田
欠席委員（ ）：扇谷
開催日時：平成19年12月21日（金） AM10：20～12：10
開催場所：隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎 1階会議室

議題

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について、下記のとおり変更する必要が生じました。この計画の変更は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないため、この度知事から諮問があり、当委員会において審議を行いました。

【知事管理量の変更について】

第1種 特定海洋生物資源の種類	都道府県別に定める数量		
	平成19年現行管理量	平成19年変更後管理量	平成20年当初管理量
マサバ及びゴマサバ	12,000トン	17,000トン	14,000トン
（うち 中型まき網漁業分）	11,000トン	16,000トン	13,000トン
マアジ	30,000トン	42,000トン	26,000トン
（うち 中型まき網漁業分）	28,000トン	39,000トン	24,000トン
マイワシ	若干	若干	若干
スルメイカ	若干	若干	若干
ズワイガニ	若干	若干	若干

※マアジは1月～12月、マサバ及びゴマサバは7月～翌年6月。

《審議の結果》 この諮問に対して、異議なしの答申をすることになりました。

2. 漁業権一斉切替えのための漁場計画について（協議）

平成20年9月に予定されている定置漁業権及び区画漁業権の一斉切替えにあたり、漁場計画の素案について、協議を行いました。協議の結果、異議ない旨回答することになりました。今後のスケジュールは以下のとおりです。

【漁業権一斉切替えの流れ】

海区委員会協議	平成19年12月21日（今回）
漁場計画素案作成	平成19年12月末まで
関係機関協議	平成20年1月20日まで
漁場計画原案作成	平成20年1月中
海区委員会諮問、公聴会	平成20年2月上旬
漁場計画の決定及び公示	平成20年2月中旬
免許申請期間	平成20年3月～7月末
適格性・優先順位	平成20年7月中
海区委員会諮問	平成20年8月中旬
免許及び公示	平成20年9月1日

3. 島根県漁業調整規則の改正について（報告）

先の海区便りでも報告しましたが、現在進められている島根県漁業調整規則の改正作業の検討状況について、県庁水産課より報告がありました。委員からは、漁業者・住民等への周知を徹底しなければならないという意見や、悪質な違反については厳正に対処すべきなどの意見が出されました。報告の概要は以下のとおりです。

《概要》

【漁業法改正の趣旨】

【違法操業の多発】
漁業秩序の維持、確立を図るための取締りの強化が必要



【改正の概要】

都道府県漁業調整規則に違反する無許可操業等に対する罰則を大幅引き上げ
（現行） 懲役6月、罰金10万
（改正後） 懲役3年、罰金200万

【島根県漁業調整規則の一部改正の検討状況（案）】

（1）漁業法に対応した漁業許可制の導入

密漁対策について	特定の水産動植物の採捕を目的とした漁業については、許可制を設けない。（※サザエ漁業、アワビ漁業）
潜水器漁業の罰則強化	現在も知事許可制をとっており、無許可操業の場合は罰則が適用される。
漁業権に基づく漁業	許可は不要としたい。ただし、各漁協において操業許可証の発行や名簿の整備などの裏付けが必要である。

- （2）禁止区域等 : 今後は、漁業許可証の「制限又は条件」に記載する。
（3）漁獲成績報告書の提出 : 提出期間までに知事に提出する。
（4）罰則 : 漁業法の罰則を適用する。

4. 小型底びき網漁業包括的資源回復計画について（諮問）

小型底びき網漁業の包括的資源回復計画について、知事から諮問があり、当委員会において審議を行いました。計画の概要は以下のとおりです。

《資源回復計画の概要》

【計画の目標】

小型魚保護の徹底を図ることにより漁獲量減少に歯止めをかけ、現在の1経営体あたりの漁獲量を維持する。

【計画内容の骨子】

実施期間	平成19年度～平成23年度（5年間）
漁獲努力量の削減措置	・ マダイ15cm、ヒラメ30cm以下の再放流（継続） ・ 季節、漁場に応じた網目の拡大を検討する。（ソウハチ） ・ 小型魚、小型ズワイガニ、ゴミ等の混獲を防止するため、逃避・選別機能を有した改良漁具の普及・導入を行う。 ・ 土曜日は休漁とする（継続）。 ・ 操業時間は、日の出1時間前から日没までとする（継続）。
資源の積極的培養措置	マダイ、ヒラメの種苗放流の実施（継続）
公的担保措置について	自主規制による取り組みを推進することとし、必要に応じて公的担保措置の実施を検討する。
その他	新たな販売対策への取り組みを検討する。

◎ 資源回復計画策定後、資源回復の目標を達成するための漁獲努力量削減実施計画を作成する。

《審議の結果》 この諮問に対して、異議なしの答申をすることになりました。

5. たこかご漁業試験操業のための許可取扱方針について（協議）

たこかご漁業試験操業のために、操業期間を9月1日～翌年8月31日に延長した（許可の有効期限：1年）許可取扱方針を別途作成することとし、海区漁業調整委員会で協議を行いました。試験操業の結果によって、今後のたこかご漁業の取り扱いを再検討する予定です。

《協議の結果》 異議ない旨回答することになりました。

◎次回の開催予定

開催時期－2月上旬 開催場所－隠岐郡西ノ島町 島前集合庁舎

おわりに

◎県内の海岸で、強酸性の液体が入ったポリ容器の漂着が確認されています。ハングル文字入りのポリ容器を発見した場合は、危険ですので手を触れずに、市町村環境衛生部局又は海岸管理者に情報を提供していただくようお願いいたします。

連絡先

隠岐支庁水産局内
隠岐海区漁業調整委員会事務局
Tel: 08512-2-9669
Fax: 08512-2-9674